

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 20 年 2 月
航空局技術部運航課

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 62 条においては、航空機への救急用具の装備義務が規定されており、具体的には、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号、以下「施行規則」という。）第 150 条にて、装備しなければならない航空機や品目、数量等が定められている。

今般、国際民間航空条約の附属書の改正により、航空機用救命無線機（ELT）に係る国際装備要件が改められ、本年 7 月 1 日より適用されることに伴い、我が国においても捜索救難時の位置探索が迅速に行えるようにする等のため施行規則を改正し、救急用具の装備要件を以下のとおり改めることとする。

※ELT：航空機の遭難や墜落などの際に、その地点を探知させるための信号を送信する装置

2. 改正の概要

①航空機用救命無線機（ELT）装備要件の改正

現行、飛行機及び回転翼航空機に係る ELT の装備については、陸上から一定の距離以上の水上飛行を行うものに対してのみ義務付けられているところ、国際装備要件に準拠して以下のように改正する。

（ア）飛行機

水上飛行の有無に関わらず、飛行機の用途、客席数に応じ、1 又は 2 式の ELT（うち 1 式は自動型 ELT）の装備を義務づける。なお、施行時に既に耐空証明を取得している飛行機については、自動型でない ELT の装備も認める。

（イ）回転翼航空機

水上飛行の有無に関わらず、1 式の自動型 ELT の装備を義務づける。また、一定の距離以上の水上飛行を行う場合にあっては、これに加え、1 式のサバイバル型 ELT の装備を義務づける。

②緊急用フロート装備要件の改正

緊急用フロートについては、陸上から一定の距離以上の水上飛行を行う回転翼航空機に対してその装備が義務づけられているが、装備しなくとも水上に浮いていることが可能な回転翼航空機については、装備義務を免除する。

3. スケジュール

公布：平成 20 年 4 月上旬

施行：平成 20 年 7 月 1 日

（ELT の装備要件については、施行時に既に耐空証明を取得している飛行機及び回転翼航空機については 3 年（座席数 20 席以上の航空運送事業の用に供する飛行機については 1 年）の経過措置を規定）

ELT の装備要件

1. 飛行機
(改正前*)

区分		ELT の装備数
機体	飛行状況	
多発	運送事業機のうち、1 又は複数のエンジンが不作動でも一定の飛行ができるもの	2 式
	運送事業機でないもののうち、1 エンジンが不作動でも緊急着陸可能なもの	1 式
上記以外		1 式**

* 詳細は現行施行規則第 150 条表をご参照下さい。

** 運送事業機の場合 2 式を装備する。

(改正後)

区分		ELT の装備数
航空運送事業用	客席数 20 以上のもの	2 式 (うち 1 式は自動型 ELT) *
	客席数 19 以下のもの	自動型 ELT1 式**
上記以外		

* 施行時に既に耐空証明を取得している飛行機にあつては、ELT2 式 (種類は問わない) 又は自動型 1 式で良い。

** 施行時に既に耐空証明を取得している飛行機にあつては、ELT1 式 (種類は問わない) で良い。

2. 回転翼航空機
(改正前*)

区分		ELT の装備数
機体	飛行状況	
多発	旅客運送事業機	2 式**
	上記以外	1 式
単発	旅客運送事業機	2 式**
	上記以外	1 式

* 詳細は現行施行規則第 150 条表をご参照下さい。

** 1 個は救命ポートに装備する。

(改正後)

区分		ELT の装備数
多発	陸上を飛行する場合及び陸岸から巡航速度で 10 分までの水上を飛行する場合	自動型 ELT1 式
単発	陸上を飛行する場合及びオートローテーションにより、陸岸に緊急着陸可能な地点までの水上を飛行する場合	
上記を超える水上飛行を行う場合		自動型 ELT 1 式及びサバイバル型 ELT1 式*

* 救命ポート又は「救命胴衣又はこれに相当する救急用具」に装備する。